

第523回 海務協議会

(1) 日時：平成25年11月13日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「出港前報告制度」に係る各種お知らせについて
監視部：佐々木 統括監視官
2. バース待ちのため中の瀬（不開港）に入出する場合の税関手続きについて（変更）
監視部：菅 上席監視官
3. NACCS データベースの保存期間について
監視部：菅 上席監視官
4. 指定地外・船陸等交通申請に係る記載事項について
監視部：菅 上席監視官
5. 監視分庁舎の耐震工事について（続報） ※資料なし
監視部：菅 上席監視官
6. 「横浜国際女子マラソン」開催に伴う交通規制について（11月17日（日））
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成26年 1月 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

1. 「出港前報告制度」に係る各種お知らせについて

◎税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>)

「ホーム」⇒「新着情報～お知らせ～」⇒「出港前報告制度の導入について」

出港前報告制度の導入について：税関 Japan Customs - Windows Internet Explorer

http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_/index.htm

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

お気に入り 出港前報告制度の導入について：税関 Japan Cus... ホーム(M) フィード(D) メールを読む 印刷(B) ページ(P) セーフティ(S)

税関 Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水陸での取扱い 貿易統計 カスタムズアンサー

全国の税関 函館 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 門司 長崎 沖縄

現在位置: ホーム > 新着情報～お知らせ～ > 出港前報告制度の導入について

いいね! 7 送信 0 ツイート 4

出港前報告制度の導入について

平成24年3月30日、関税定率法等の一部を改正する法律案が国会で可決され、成立しました。本改正により、出港前報告制度が導入されることとなりました。本制度では、船舶の運航者等が、我が国に入港しようとする船舶に積まれた海上コンテナ・貨物に係る積荷情報を、原則としてコンテナ・貨物の船積地を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関へ報告することが求められます。本制度の施行は、平成26年3月を予定しています。

- ▶ [出港前報告制度の導入について\(手引き\)](#) [pdf:1,854kb]
 - ・ [本文](#) [pdf:192kb]
 - ・ [別添](#)
- ▶ [今後の予定](#) [pdf:126kb]
- ▶ [出港前報告制度に関する主な質問及び回答\[FAQ\] \(平成25年8月現在\)](#) [pdf:286kb]

<参考>

- ▶ [日本関税協会第597回貿易研究会 議決資料\(平成24年10月開催\)](#) [pdf:1,580kb]
- ▶ [出港前報告制度指示板\(NACCS\)](#)
 - ・ [サービスプロバイダー向け資料](#)
 - ・ [業務仕様書](#)
 - ・ [NACCSに掲載が認められたサービスプロバイダー一覧](#)
- ▶ [出港前報告制度における接続試験等説明会議決資料\(平成25年9月開催\)](#) [pdf:2,210kb]

(最終更新 平成25年9月13日)

関税局・税関の組織

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)
- ▶ [運用案内](#)

関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特許制度](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価\(税関局・税関関連\)](#)
- ▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- ▶ [地域協力\(APEC\)](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

- 出港前報告制度の導入について（手引き）
- 今後の予定
- 出港前報告制度に関する主な質問及び回答[FAQ]
等を掲載（最終更新 平成 25 年 9 月 13 日）

◎NACCS ホームページ (<http://www.naccs.jp/>)

「ホーム」⇒「出港前報告制度揭示板（英語版）」⇒「出港前報告制度揭示板（日本語版）」



・点線囲み内「出港前報告制度揭示板」をクリック



・点線囲み内「Japanese」をクリック



- 業務仕様書
 - サービスプロバイダー一覧
 - 接続試験について
 - 申請者 ID 発給について
- 等を掲載（最終更新 平成 25 年 11 月 1 日）

2. バース待ちのため中の瀬（不開港）に入出する場合の税関手続きについて（変更）

平成 24 年 7 月 11 日開催の本協議会にて、標題に係る手続きの変更（京浜港（横浜港・川崎港）、横須賀港及び千葉港に入港する外国貿易船が、その開港に入港する前若しくは入港した後においてバース待ちのため中の瀬（不開港）にて待機する場合には、願書により在港中又は航行中扱いを認めていたものを、入出港手続きを行うことに変更）についてお知らせし、これまでマニュアル（書面）又は FAX（後日原本を提出）による提出にて運用していたところですが、12 月 1 日より、NACCS の「汎用申請（業務コード：HYS）」業務による届出も認めることとします。

下記の下線部が、汎用申請業務により届出可能なものとなります。

記

1. 開港に入港しようとする前に中の瀬においてバース待ちをする場合

(1) 不開港に入港する時

- ・「入港届」（やむを得ず不開港に入港する事由を記載したもの）
- ・「不開港場寄港特許通知書」（写）※不開港の在港期間が 5 日以内で、当該特許が不要な場合を除く
- ・「乗組員氏名表」・「旅客氏名表」※不開港において乗降がある場合、その他税関から提出を求められた場合に提出

(2) 不開港を出港する時

- ・「出港届」

2. 開港に入港後、一時出港し、中の瀬においてバース待ちをする場合

(1) 開港を出港する時

- ・「出港届」

(2) 不開港に入港する時

- ・「入港届」（やむを得ず不開港に入港する事由を記載したもの）
- ・「不開港場寄港特許通知書」（写）※不開港の在港期間が 5 日以内で、当該特許が不要な場合を除く
- ・「乗組員氏名表」・「旅客氏名表」※不開港において乗降がある場合、その他税関から提出を求められた場合に提出

(3) 不開港を出港する時

- ・「出港届」

(4) 開港へ再度入港する時

- ・「入港関係書類」
- ・「とん税非課税の事実を証明する「非課税理由の証明」

※改正後の「とん税法基本通達及び特別とん税法基本通達」7-4-（18）により、開港に再入港する場合のとん税は非課税となる。

3. その他

上記1. 及び2. における不開港の入出港届については、

- ・NACCSの汎用申請業務にて届出する場合には、横浜税関本関（「申請先税関官署」欄に「2A」と入力）宛てに申請
- ・マニュアル（書面）又はFAXで届出する場合には、これまで通り当該外国貿易船が入港しようとする「開港」を管轄する税関官署に提出（横浜税関本関への提出も可能）してください。

<補足>

- ・汎用申請業務における「入港届」提出時には、「申請手続種別コード」欄には「K01」と入力し、添付ファイルには「入出港届（税関様式：C第2000号）※「到着」欄をチェック」をご利用ください。
なお、「乗組員氏名表」「旅客氏名表」（不開港において乗降がある場合、その他税関から提出を求められた場合）及び「不開港場寄港特許通知書（写）」の提出につきましては、関係書類として本業務を行う際に併せて添付してください。
- ・「出港届」提出時についても、「申請手続種別コード」欄に「K01」と入力し、添付ファイルには「入出港届（税関様式：第2000号）※「出発」欄をチェック」をご利用ください。
- ・「とん税非課税理由証明申請」につきましては、「申請手続種別コード」欄には「K22」と入力し、添付ファイルには「非課税理由の証明（税関様式：S第1030号）」をご利用ください。
- ・本取扱い（マニュアル・システム関係なく）が適用されるのは、関税基本通達20-5（関税法第20条（不開港の出入）に規定する「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）にあるように、バース待ちの理由が「入港しようとする開港のけい留場所が満船若しくは積荷の準備等の都合による場合」に限られます（その他理由による不開港（中の瀬）でのバース待ちには適用されません。）。
よって、係留場所の状況を、当該本船が入港しようとする開港を管轄する税関官署に確認する場合があります。

3. NACCS データベースの保存期間について

NACCS に登録された情報につきましては各種データベースにて管理されておりますが、当該データベースには「保存期間」が設定されており、一定期間後続業務が行われない等の理由により、登録された情報が削除されてしまうことがあります。

◎保存期間の一例（輸入貨物情報）

データベース名	対象データ	起算日	保存期間
積荷目録管理 DB	「積荷目録情報登録 (MFR)」 業務で登録されたデータ	「積荷目録提出 (DMF)」 業務が行われた場合 「入港年月日」	6 日間（日・祝を除く）
コンテナ情報 DB			
貨物情報 DB			

積荷目録管理 DB	「積荷目録情報登録 (MFR)」 業務で登録されたデータ	「積荷目録情報登録 (MFR)」業務を行った 日	20 日間
コンテナ情報 DB			
貨物情報 DB			

◎直近で発生した事例

- ① 入港予定のあったコンテナ船に係る MFR 業務及び DMF 業務を実施した。
- ② 荒天により、本船の入港が遅延した。
- ③ 当初の入港年月日のまま（訂正していなかった）だったため、入港年月日から起算して 6 日後に情報削除された（積荷目録情報の再登録）。
- ④ 一部情報に対して輸入申告（予備申告）が行われていたため、貨物情報は申告情報と関連付けられシステム内に残っていたが、積荷目録管理 DB 及びコンテナ情報 DB から情報が削除されたため、「船卸確認登録 (PKI)」業務等、後続業務が行えない状態になり、当該輸入申告を撤回せざるを得なくなった（申告撤回後、貨物情報を削除のうえ積荷目録情報の再登録）。

今後、必要な情報が削除されないよう、状況に応じて訂正業務を行ってください。

なお、年末年始やゴールデンウィークには、一部データベースの保存期間が延長される場合がありますので、内容について NACCS 掲示板をご確認ください。

<参考：NACCS 掲示板からの確認方法>

- 各種データベースの通常の保存期間

NACCS 掲示板 TOP⇒NACCS 業務仕様・関連仕様⇒「各種 DB のシステム保存期間」

- 年末年始等の運用（保存期間の延長について）

NACCS 掲示板 TOP⇒各種資料⇒NACCS 業務関連資料⇒「年末年始、ゴールデンウィーク等の運用について」

4. 指定地外・船陸等交通申請に係る記載事項について

関税法第 24 条（船舶と陸地との交通等）に基づく申請について、関税法施行令第 22 条の 2（貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等）には、申請書の記載事項について以下のように規定されております。

<施行令第 22 条の 2 第 1 項抜粋>

関税法 24 条の規定により交通の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

- 許可を受けようとする者の住所、氏名、生年月日
- 許可を受けようとする者が、法人又は人の代理人、使用人、その他従業員として交通しようとする場合には、当該法人又は人の住所及び名称又は氏名

申請の際、個人（許可を受けようとする者）の住所を記載する欄に法人の住所が記載されているケースが見受けられますので、今後、ご注意願います。

また、1 申請で複数の方が交通される場合、申請書裏面への記載や別紙リストを添付のうえ申請されているケースが見受けられますが、その際も許可を受けようとする者全員の住所等を記載願います。

<申請書>

申請番号
Application No.

税関様式C第 2210 号
Customs form C No.2210

指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する
船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書
Application for permission of : (Traffic through place other than designated),(Traffic through place designated), (Traffic between vessel or aircraft coming and/ or going between Japan and any foreign country and coasting vessel,etc.)

税関長 殿 平成 年 月 日
to Director of Customs Date

申請者
Applicant
住所
Address
氏名
Name
(署名)
(Signature) (seal)

申請者の所属し又は代理する法人又は人
Juridical or natural person
(If the applicant is to make a traffic as an agent or employed)
住所
Address
氏名又は名称
Name or Trade name
(署名)
(Signature) (seal)

関税法第 24 条の規定により、下記のとおり本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機との交通をしたいので、申請します。
I hereby apply for permission of traffic to vessel or aircraft coming and / or going between Japan and foreign country under the provision of art.24,of the Customs law as follows.

記
Note

交通者の生年月日及び性別 Date of birth and sex	年 月 日 生 Date of birth	才 Age	男 女 M F
交通しようとする船舶又は航空機の名称 Name or registered mark of vessel or			

<参考>

税関では、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、業務上取得した個人情報を適切に取り扱うこととしております。

交通規制のお知らせ

SPECIAL TRAFFIC REGULATIONS

ご協力をお願いします。
We ask for your cooperation

The 5th YOKOHAMA WOMEN'S MARATHON 第5回横浜国際女子マラソン大会

2013 11/17 (日) 12:10 スタート

産業貿易センター前スタート～横浜市内～山下公園内フィニッシュ 42.195km

規制時間 -Traffic Regulation Hours-

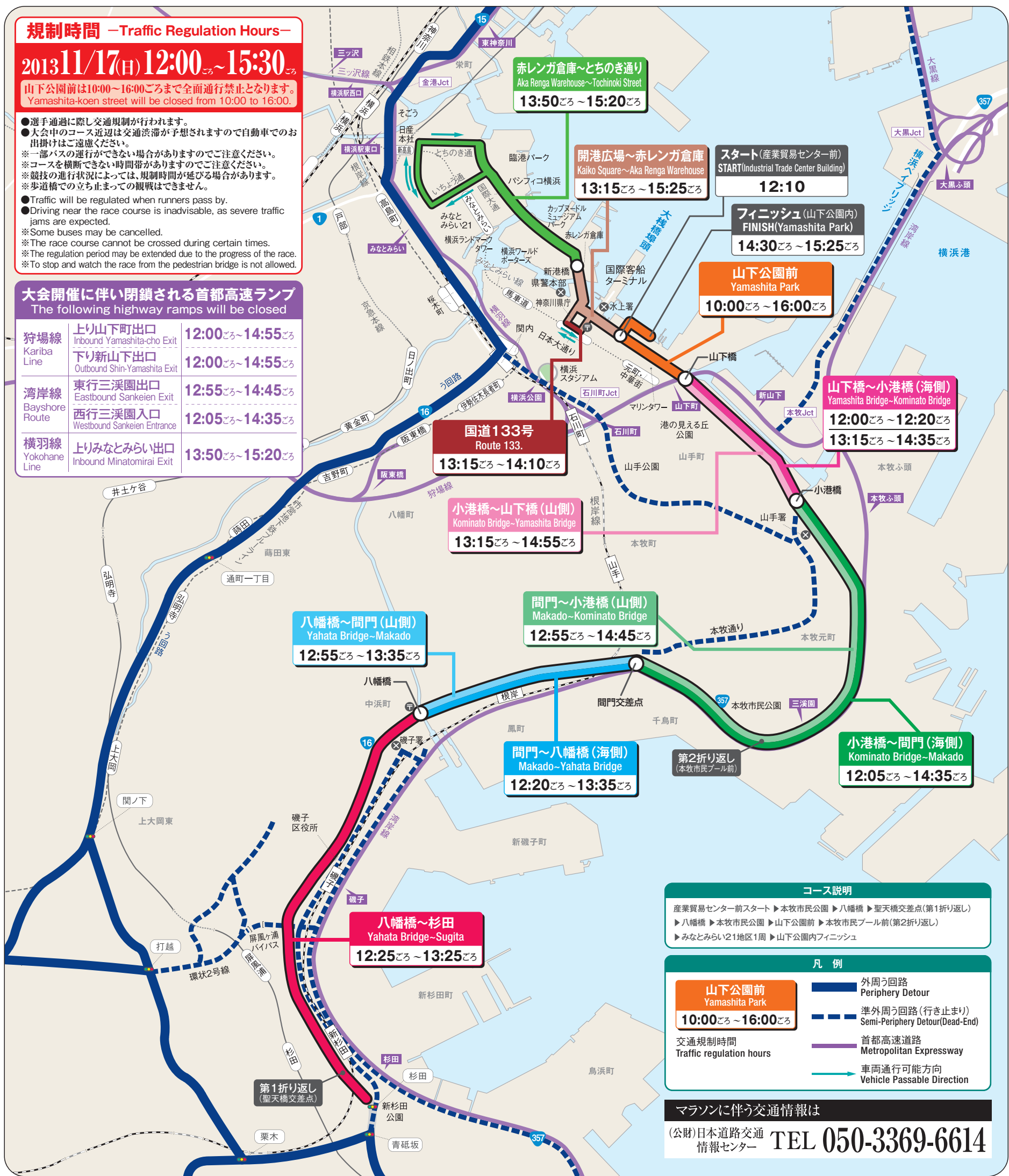
2013 11/17 (日) 12:00 ころ～15:30 ころ

山下公園前は10:00～16:00ころまで全面通行禁止となります。
Yamashita-koen street will be closed from 10:00 to 16:00.

- 選手通過に際し交通規制が行われます。
- 大会中のコース周辺は交通渋滞が予想されますので自動車での出掛けはご遠慮ください。
- ※一部バスの運行ができない場合がありますのでご注意ください。
- ※コースを横断できない時間帯がありますのでご注意ください。
- ※競技の進行状況によっては、規制時間が延びる場合があります。
- ※歩道橋での立ち止まってる観戦はできません。
- Traffic will be regulated when runners pass by.
- Driving near the race course is inadvisable, as severe traffic jams are expected.
- ※Some buses may be cancelled.
- ※The race course cannot be crossed during certain times.
- ※The regulation period may be extended due to the progress of the race.
- ※To stop and watch the race from the pedestrian bridge is not allowed.

大会開催に伴い閉鎖される首都高速ランプ The following highway ramps will be closed

狩場線 Kariba Line	上り山下町出口 Inbound Yamashita-cho Exit	12:00ころ～14:55ころ
	下り新山下出口 Outbound Shin-Yamashita Exit	12:00ころ～14:55ころ
湾岸線 Bayshore Route	東行三溪園出口 Eastbound Sankeien Exit	12:55ころ～14:45ころ
	西行三溪園入口 Westbound Sankeien Entrance	12:05ころ～14:35ころ
横羽線 Yokohane Line	上りみなとみらい出口 Inbound Minatomirai Exit	13:50ころ～15:20ころ



コース説明
産業貿易センター前スタート ▶ 本牧市民公園 ▶ 八幡橋 ▶ 聖天橋交差点(第1折り返し)
▶ 八幡橋 ▶ 本牧市民公園 ▶ 山下公園前 ▶ 本牧市民プール前(第2折り返し)
▶ みなとみらい21地区1周 ▶ 山下公園内フィニッシュ

凡例

- 山下公園前 Yamashita Park 10:00ころ～16:00ころ
- 交通規制時間 Traffic regulation hours
- 外周う回路 Periphery Detour
- 準外周う回路(行き止まり) Semi-Periphery Detour(Dead-End)
- 首都高速道路 Metropolitan Expressway
- 車両通行可能方向 Vehicle Passable Direction

マラソンに伴う交通情報は
(公財)日本道路交通情報センター TEL 050-3369-6614

神奈川県警からのお知らせ
電話も戸締り!!
詐欺師は電話であなただけに近づきます!!
詐欺を防ぐには...留守番電話にしておきましょう

これらはすべてサギ電です!!
●オレオレ詐欺...「電話番号が変わった」「カバンをなくした」
●還付金等詐欺...「医療費等の戻りがあるのでATMへ行くように」
●架空請求詐欺...身に覚えのない請求は無視し、まず相談を

ホームページ ▶ <http://www.yokohamawomensmarathon.com>
コース・交通に関する問合せ先 TEL 045-226-5035 横浜国際女子マラソン大会事務局
[受付時間] 8:30～17:15 平日、及び11/16-17
日本陸上競技連盟・朝日新聞社・テレビ朝日/神奈川県警察 承認西区第23号

